【治山事業要望留意事項】

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から、県民の生命と財産を守り、水源かん養、生命環境の保全・創出をはかる重要な国土保全事業です。

国や県が国土保全上重要な森林を、保安林に指定し、その公益的機能が十分発揮されるよう、治山事業を実施しています。

要望される場合は、下記事項にご留意いただき、要望箇所ごとに提出してください。

（１）山地に起因する災害等により、住宅や重要な水源流域または学校や道路等の公共施設が被害を受ける恐れがある場合において、治山施設の設置や防災機能が高い森林整備を県が行うものです。

（２）事業実施に際して使用させていただく土地（重機進入路等で使用する隣接地も含む。）の買い上げ、使用料の支払い等の補償はありません。なお、治山事業は県が実施するため、事業に係る費用負担はありません。

（３）事業の実施には土地使用承諾書を別紙様式にて提出していただく必要があります。